

証券コード 7774  
平成22年6月4日

株 主 各 位

愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1  
株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング  
代表取締役社長 小澤 洋介

## 第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月21日（月曜日）営業時間終了の時（午後5時40分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |            |   |
|------------|---|
| 1. 日 時     | 平成22年6月22日（火曜日）午前10時                        |
| 2. 場 所     | 愛知県蒲郡市港町18-23<br>蒲郡商工会議所1階コンベンションホール        |
| 3. 会議の目的事項 |   |
| 報告事項       | 第12期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項       |   |
| 第1号議案      | 監査役1名選任の件                                   |
| 第2号議案      | 補欠監査役1名選任の件                                 |
| 第3号議案      | 取締役に対するストック・オプション報酬および内容決定の件                |
| 第4号議案      | ストック・オプションとして新株予約権を付与する件                    |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.jp-te.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日）における我が国経済は、在庫調整の一巡や経済対策の効果に加え、対外経済環境の改善により、回復のすそ野が徐々に広がりつつあるものの、一昨年からの金融危機の影響が長引き、デフレ克服の道筋が不透明のまま、企業収益の低迷、設備投資の減少、更には失業率が高水準にあることなどから、依然として厳しい状況で推移しました。

このような経済環境において、我が国の医療関連大手は、国内市場よりも高い成長が見込まれる海外市場を開拓するため、企業合併・買収を進めており、バイオベンチャーにおいても海外で先行して開発を進めるなどの動きがみられました。一方、日本政府は、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)に基づき、現行の法制度にとらわれることなく、臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする再生医療に最適な制度的枠組みを可及的速やかに構築するため、再生医療産業を担う関係者を対象にした検討会を継続的に実施し、革新的な再生医療産業の創出へ向けて政策を推進してきました。平成21年12月に閣議決定された「新成長戦略(基本方針)」の中でライフ・イノベーションが重要な柱として掲げられていることから、経済産業省は「バイオイノベーション研究会」を立ち上げ、バイオ医薬品など高度化している創薬プロセスに対応した技術力の強化や、国内外にある様々な技術シーズや知的財産を戦略的に取り入れ連携する、いわゆるオープンイノベーションへの対応を進めるなどの動きがみられました。また、日本政府は「医療は国民の生活を支える最も重要な社会基盤の一つ」と捉え、中央社会保険医療協議会にて、平成22年度の診療報酬を総枠で10年ぶりのプラス0.19%（約700億円）に改定しました。その内訳として、診療報酬本体は救急、産科・小児、外科等の医療の再建を重点課題にプラス1.55%（約5,700億円）となり、薬価等はマイナス1.36%（マイナス約5,000億円）となりました。

当社は平成19年10月に自家培養表皮ジェイスの製造販売承認を取得し、平成21年1月から本製品の保険が適用されました。保険適用においては、『保険算定に関する留意事項』として、施設基準、算定限度等の条件が付与されました。そのため、当社は保険償還基準を満たした注文しか売上請求できない状況でありました。このような状況の下で販売を開始した自家培養表皮ジェイスは、保険償還基準を満たさない条件での出荷及び患者死亡により受注後に製造を中止した事例が当初想定した以上に多く発生いたしました。保険償還基準を満たしていない注文については、人道的観点から当社負担により対応してまいりましたが、平成22年4月1日付で保険償還基準の一つである施設基準が一部改定されることになりました。改定前に『保険算定に関する留意事項』として通知されていまして「広範囲熱傷特定集中治療室管理料の施設基準の届出」につきましては、中央社会保険医療協議会の平成22年度診療報酬改定に係る検討におきまして、重点課題のひとつとして「地域連携による救急患者の受入れの推進について」の中で、「広範囲熱傷特定集中治療室管理料については、これまで専用の治療室を用いることを要件としていたが、様々な救急患者の受入れを円滑に行うため、要件を緩和して特定集中治療室管理料及び救命救急入院料の一項目として評価を行う。」とされました。これに伴い、「広範囲熱傷特定集中治療室管理料」の届出項目が削除され、「救命救急入院料3、救命救急入院料4又は特定集中治療室管理料2」に変更されることにより、結果として「施設基準」が大幅に緩和されることになりました。

自家培養軟骨は、平成21年8月に、障害を受けた膝関節軟骨の補綴・修復及び関節機能の改善を目的として、再生医療製品である自家培養軟骨の製造販売承認申請を厚生労働省に提出しました。審査当局である独立行政法人医薬品医療機器総合機構から発せられた照会事項への対応を進めてきました。自家培養角膜上皮は、治験前の確認申請に当期中に適合することを目指しましたが、主要な照会事項への対応に時間を要したため、適合には至りませんでした。当該事業は、株式会社ニデックからの委託開発であり、早期に適合を受け治験を開始するために、製品仕様の一部変更を含めて医薬品医療機器総合機構と協議を進めます。研究開発支援事業である研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズについては、JaCVAM (Japanese Center for the Validation of Alternative Methods, 日本動物実験代替法検証センター) が推進するバリデーション試験の遅れと経済危機の影響を受けたものの、着実に販売実績を積み重ねました。OECD (経済協力開発機構) においても、動物実験代替を目的としたラボサイトを使用した皮膚刺激性試験バリデーションの評価が進んで

おります。

こうした結果、当事業年度における売上高は211,659千円（前期比84.5%増）となりましたが、再生医療製品事業に係る研究開発投資等から、営業損失は1,067,402千円（前期は1,102,590千円の営業損失）、経常損失は1,096,015千円（前期は1,113,962千円の経常損失）となり、当期純損失は1,099,917千円（前期は1,133,985千円の当期純損失）となりました。

#### 事業の部門別売上高

事業別	売上高
再生医療製品事業	172,293千円
研究開発支援事業	39,366千円
合計	211,659千円

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、研究施設としての隣接棟及び土地の購入等により、総額532,814千円でありました。

#### (3) 資金調達の状況

当事業年度は増資による323,000千円及び長期借入金による620,000千円により総額943,000千円の資金調達を実施しました。

増資の内容は次のとおりであります。

区分	発行株式数	1株あたり発行価額	調達金額	払込期日
第三者割当増資	6,000株	53,000円	318百万円	平成22年3月1日
新株予約権の行使	50株	100,000円	5百万円	平成22年3月5日

#### (4) 対処すべき課題

当社は、「再生医療の産業化を通じ、社会から求められる企業となる。法令・倫理遵守の下、患者様のQOL向上に貢献することにより、人類が生存する限り成長し続ける企業となる。その結果、全てのステークホルダーがより善く生きることを信条とする。」との企業理念を掲げております。そこで、当社は再生医療の産業化を推進するために、会社が対処すべき課題を以下2分野に大別し、その解決に向けた取り組みを展開しております。

[A] 事業に関連する課題

[B] 経営インフラに関する課題

#### [A] 事業に関する課題

##### ① 自家培養表皮ジェイスの展開

当社は、平成19年10月に、日本で最初のヒト細胞・組織利用製品となる自家培養表皮ジェイスの製造承認を取得し、平成21年1月より保険適用となりました。保険適用においては、算定限度、施設要件等の留意事項が付与されましたが、重症熱傷患者さまへのジェイス提供が始まりました。

現在は、ジェイス承認の条件である製造販売後調査等（製造販売後臨床試験ならびに使用成績調査）を進めております。また、製造インフラ整備の一環として、培養作業者の教育を継続的に実施しております。一方、販売インフラ整備の一環として、医師用・患者用マニュアルをはじめとする各種販売促進資料の整備を継続的に進めております。

##### ② 自家培養軟骨の展開

当社は、平成21年8月に、障害を受けた膝関節軟骨の補綴・修復及び関節機能の改善を目的として、再生医療製品である自家培養軟骨の製造販売承認申請を厚生労働省に提出しました。

現在、審査当局である独立行政法人医薬品医療機器総合機構から発せられた照会事項への対応を進めております。また、総合戦略プロジェクトとして、生産体制、販売体制等の整備を進めております。

##### ③ 自家培養角膜上皮の展開

当社は平成19年5月、自家培養角膜上皮の確認申請を提出しました。現在は独立行政法人医薬品医療機器総合機構から発せられた照会事項への対応を進めております。また、本技術導入元であるイタリアの2人の顧問と継続的に意見交換を行い、確認申請の適合を得て早期に治験が進められるように準備を進めております。

当該事業は、株式会社ニデックからの委託開発であるために、進捗遅れが発生しないように定期的に会議を開催して対応しております。

#### ④ 研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの展開

ラボサイト エピ・モデル、メラノ・モデルに加え、平成19年度には、培養キットとしてラボサイト セルカルチャーキットを上市し、ラボサイトシリーズとして拡販を進めてきました。

現在、OECD（経済協力開発機構）においても、動物実験代替を目的としたラボサイトを使用した皮膚刺激性試験バリデーシヨンの評価が進んでおります。当社は、ラボサイト エピ・モデルを使用した試験方法がJaCVAM（Japanese Center for the Validation of Alternative Methods, 日本動物実験代替法検証センター）、OECD等の公式な試験方法として評価されることにより、本製品の販売促進に繋がると考えております。また、新規顧客の開拓と併せて、新製品の導入準備を進めます。

#### ⑤ 探索研究の展開

当社は、既存の製品パイプラインに加え、将来のティッシュ・エンジニアリング製品の上市に向け、探索的研究に関しても経営資源を投入する必要があると考えております。そのために、次期パイプライン候補として、何にどのように取り組むべきかのフレームワークを策定し、新製品の探索研究を進めております。

#### ⑥ 事業のグローバル展開

海外への技術移転、研究開発のシーズ探索を中心とした海外企業・研究機関との提携及び共同、海外における製造・販売の事業化等、当社が永続的に成長するためにはグローバルな展開が必要であると考え、海外への事業展開を探索します。

### [B] 経営インフラに関する課題

#### ① 工場機能の最適化

当社は、自家培養表皮ジェイスの製造承認取得と共に製造施設のQMS（品質マネジメントシステム）適合を取得しました。組織受入から製品出荷まで一貫した商用生産体制を構築し、継続した改善活動を展開しております。また、将来受注が増加した場合にも対応できるよう、コストダウン、知識・ノウハウ・技術の共有化、生産計画の最適化、情報化の推進を図っております。また、ジェイスとラボサイトシリーズの生産最適化に加え、自家培養軟骨の生産体制の準備も進めます。

#### ② 営業体制の整備・拡充

当社は、自家培養表皮ジェイスの承認取得後、速やかに受注・販売活動を行う体制を整備してまいりました。各種販促ツール、マニュアルの作成、医療機関向け資料などを整備しております。また、今後適切にジェイス営業とラボサイト営業双方の人員補強を行い販路拡充に努めます。

### ③ 信頼性保証体制の構築

当社は、再生医療製品事業ならびに研究開発支援事業双方のQMSにおける信頼性保証業務を一元管理することを目的とし、信頼性保証体制の構築を行ってまいりました。QMSを管理する品質保証業務、再生医療製品の各種厚生労働省令への適合性確認と信頼性確保を行う薬事監査業務に加え、再生医療製品の安全確保と安全性情報の収集・評価・報告業務を担当する安全管理業務を適切に運用します。

### ④ PIR (PR&IR) の推進

当社は、上場企業として、情報の適時開示体制を構築し、適切に情報開示を行っております。株主ならびに投資家へのIR活動に加え、再生医療事業推進のための世論形成を目的としたPR活動も積極的に展開します。

### ⑤ 内部統制報告制度への対応

金融商品取引法の下、平成20年4月から適用された内部統制報告制度に対応するため、当社の内部統制体制をさらに強固なものにする必要があります。会社法の下で展開してきたコンプライアンス・リスク管理委員会の活動に加えて、財務報告の信頼性を確保するための仕組みを構築し運用しております。内部統制体制強化のため今後も継続的に改善を進めます。

### ⑥ 人事制度の改革

当社の業務拡大と人材の多様化に伴い、平成20年度より新人事制度を導入しました。これにより、当社が求める人材の獲得と育成を加速させることを目指しております。また、会社の経営方針・目標を達成するための管理制度も見直し、継続的に改善を進めます。

### ⑦ 社屋拡張計画の策定・実行

当社の業務拡大と社員数の増加に伴い、研究施設と事務エリアの不足に対応するため、平成21年6月に株式会社ニデックより隣接棟を取得しました。また、中期事業計画では、自家培養軟骨のための生産設備の実装も予定しております。事業の進捗度合いを勘案し、適切に社屋の拡張を行ってまいります。

### ⑧ 財務体質の強化

当社は、研究開発型ベンチャー企業であり、多額の製品開発費用が先行して必要となります。そのため、継続的な営業損失が発生するとともに営業キャッシュ・フローもマイナスとなります。この対応として、自家培養表皮ジェイスを中心として売上増加をはかり、営業キャッシュ・フローを改善していくことと並行して、財務体質を強化するために、必要に応じて間接金融または直接金融を活用した資金調達を実施し、資金需要に備える予定です。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成18年度 第9期	平成19年度 第10期	平成20年度 第11期	平成21年度 (当期)第12期
売 上 高 (千円)	103,365	111,752	114,724	211,659
経 常 損 益 (千円)	△912,668	△1,049,967	△1,113,962	△1,096,015
当 期 純 損 益 (千円)	△916,441	△1,086,238	△1,133,985	△1,099,917
1株当たり当期純損益 (円)	△13,269.45	△13,074.45	△11,218.14	△10,808.51
総 資 産 (千円)	3,874,356	4,327,250	3,453,340	3,197,783
純 資 産 (千円)	1,858,111	3,532,472	2,418,487	1,641,569

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり当期純損益については小数点第2位未満を四捨五入しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社は、再生医療製品及び研究開発支援製品の開発、製造、販売を事業として営んでいますが、その概要は次のとおりであります。

- ・再生医療製品事業 … 自家培養技術を利用した再生医療製品（表皮、軟骨、角膜上皮）の研究開発・製造・販売、受託開発
- ・研究開発支援事業 … 研究用ヒト培養組織の開発・製造・販売

## (8) 主要な事業所

本社 愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1

(9) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
91名	5名増	34.7歳	3.4年

(注) 上記の従業員にはパート14名及び嘱託社員7名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
独立行政法人医薬基盤研究所	338,450千円
蒲郡信用金庫	820,000千円
三河信用組合	90,004千円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 107,301株  
(2) 株主数 7,338名  
(3) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ニ デ ッ ク	21,136株	19.69%
富 山 化 学 工 業 株 式 会 社	8,292	7.72
株 式 会 社 I N A X	4,492	4.18
三 菱 U F J キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	4,350	4.05
ジャフコ・バイオテクノロジー1号投資事業有限責任組合	2,015	1.87
中 部 飼 料 株 式 会 社	2,000	1.86
前 田 陽 子	1,600	1.49
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	1,500	1.39
ガ ス テ ッ ク サ ー ビ ス 株 式 会 社	1,500	1.39
小 澤 洋 介	1,200	1.11

### (4) その他株式に関する重要な事項

第三者割当増資により、新株式を6,000株発行し、発行済株式の総数は6,000株増加しております。

新株予約権の権利行使により、新株式を50株発行し、発行済株式の総数は50株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ・新株予約権の数  
2,629個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式2,629株（新株予約権1個につき1株）
- ・取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期限	個数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	第1回 （1個当たり100,000円）	平成26年12月6日	1,000個	5名
取締役（社外取締役を除く）	第5回 （1個当たり200,000円）	平成29年6月26日	80個	2名

#### (2) 当該事業年度中の新株予約権交付の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成22年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 澤 洋 介	
専 務 取 締 役	大 須 賀 俊 裕	コンプライアンス担当 信頼性保証部管掌
常 務 取 締 役	畠 賢 一 郎	研究開発部長兼薬事部長 製品開発部管掌
取 締 役	森 由 紀 夫	生産統括部長
取 締 役	黒 田 享	営業部長
取 締 役	大 林 正 人	経営管理部長 経理部管掌
取 締 役	能 村 邦 宏	富山化学工業株式会社 専務執行役員
取 締 役	倉 橋 清 隆	株式会社ニデック 取締役
取 締 役	中 村 勝 光	
常 勤 監 査 役	小 林 一 三 武	
監 査 役	室 谷 美 晴	富山化学工業株式会社 執行役員
監 査 役	加 藤 孝 浩	公認会計士 税理士 クローバー・ブレイン株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役能村邦宏、倉橋清隆、中村勝光の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
監査役小林一三武、室谷美晴、加藤孝浩の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 常勤監査役小林一三武氏は、株式会社ニデックにおける取締役財務部長の経歴があり、財務、決算手続及び計算書類等の作成に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
監査役加藤孝浩氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査役加藤孝浩氏をジャスダック証券取引所（現、大阪証券取引所）の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	6 名	71,810千円	
社 外 取 締 役	3 名	3,510千円	
社 外 監 査 役	3 名	9,067千円	

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成18年6月29日開催の第8回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内、平成16年6月30日開催の第6回定時株主総会決議において、監査役の報酬限度額を年額500万円以内と決議をいただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

取締役能村邦宏氏は、富山化学工業株式会社専務執行役員であります。  
なお、富山化学工業株式会社は当社の大株主であります。

取締役倉橋清隆氏は、株式会社ニデック取締役であり、同社は当社の大株主であります。また、当社は同社より委託契約に基づく受託開発及び不動産賃借等を行っております。

監査役室谷美晴氏は、富山化学工業株式会社の執行役員であります。なお、富山化学工業株式会社は当社の大株主であります。

監査役加藤孝浩氏は、公認会計士及び税理士であり、クローバー・ブレイン株式会社代表取締役であります。なお、同法人と当社との間に取引関係はありません。

### ② 他の会社の社外役員との兼任状況

該当事項はありません。

### ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

平成21年度の取締役会は19回開催され、倉橋取締役、中村取締役、小林監査役、室谷監査役及び加藤監査役はすべてに出席し、能村取締役は19回開催のうち18回出席し、当社事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

平成21年度の監査役会は17回開催され、小林監査役、加藤監査役はすべてに出席し、室谷監査役は17回開催のうち13回出席し、法令及び定款の遵守に係る見地から、監査に関する重要事項、取締役会の運営、内部監査の実施状況及び会計監査人との連携等に関し、必要な発言を適宜行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づいて損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金240万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

当社と小林監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づいて損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,260万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

当社と室谷監査役及び加藤監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づいて損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金240万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

⑥ 当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

⑦ ①～⑥の内容に対する社外役員の意見

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(注) 監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で有限責任監査法人に移行し、同日より、法人名称が有限責任監査法人トーマツとなっております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、当期において責任限定契約を締結しておりません。

なお、当社定款にて、「当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。」と定めております。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

11,000千円

#### ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

11,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定められた解任事由に該当する状況にあり、かつ解任が相当と判断した場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。なお、この場合には、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。また、監査役会は、当社都合の他、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合には、当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会に請求いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を継続的に整備する。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社企業理念に謳われているその精神を、代表取締役社長が繰り返し役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を事業活動の前提とすることを徹底するとともに、当社にて策定済みのコンプライアンス・ポリシーを、役職員に周知させる。さらに、役職員各自に配布済みのコンプライアンス・マニュアルを、各自が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、当社役職員は、反社会的勢力対応マニュアルに則り、市民社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体との関係を排除し、毅然たる対応によって断固たる対決を図る。これらの徹底を図るため、経営管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するものとし、同部を中心に役職員への教育等を行う。内部監査室は、監査役と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等については、社員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を運用する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保管する。取締役及び監査役は、文書管理規程に基づいてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの部署においてリスクを把握し、必要な対応策を講じるものとする。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はコンプライアンス・リスク管理委員会が主体となって行うものとする。リスクはリスク管理規定に基づいて分類され、リスクの種類に応じた対応策を定め、対処する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役会は取締役及び社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標ならびに会社の権限配分及び意思決定ルールに基づく権限配分を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことによる全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- 当社設立の趣旨、企業理念及び経営計画への投資家その他のステークホルダーの理解を得ることで当社の事業が効率的に運営できるように、社内に情報開示担当役員（常勤取締役の中から任命）を置き、その統括の下に情報開示を検討する会議を設け、適時情報開示を適切に実施するとともに、IR説明会等へのサポートを実施する。代表取締役社長は、率先して会社のスポークスマンを務めるものとする。
- ⑤ 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 現在は当社には該当しない項目であるが、単一企業として、法令遵守体制及びリスク管理体制を構築する権限ならびに責任を与えており、経営管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、経営管理部所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役、経営管理部長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役または社員は、監査役及び監査役会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況ならびに内部通報制度による通報情報及びその内容をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役ならびに監査役及び監査役会との協議により決定する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会と代表取締役社長、各取締役、監査法人それぞれの間で定期的な意見交換を行う。また、監査役が求める会議等には支障なく出席できるように取り計らう。

⑨ 財務計算に関する報告及び情報の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制ならびにその他法令・諸規則等に定める情報開示について適切に行われるための体制を整備し、継続的に改善する。また、情報を適正に取り扱うために情報セキュリティ・ポリシーを定め、情報セキュリティ担当役員は、情報セキュリティ・ポリシーを役職員に周知させる。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えます。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような大規模買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

## ② 基本方針実現のための取り組み

### a) 企業価値向上への取り組み

当社は、「医療の質的变化をもたらすティッシュ・エンジニアリング（組織工学：生きた細胞を使い本来の機能をできるだけ保持した組織・臓器を人工的に作り出す技術）をベースに、組織再生による根本治療を目指し、21世紀の医療そのものを変えてゆく事業を展開する」ことを会社設立の趣旨とし、「再生医療の産業化を通じ、社会から求められる企業となる。法令・倫理遵守の下、患者様のQOL（生活の質）向上に貢献することにより、人類が生存する限り成長し続ける企業となる。その結果、全てのステークホルダーがより善く生きることを信条とする」という企業理念に基づいて事業を展開しています。平成19年10月に日本初の製造販売承認を取得し、平成21年1月より保険適用となった再生医療製品、自家培養表皮ジェイスをはじめとした薬事法の適用を受ける再生医療製品事業と、現在販売中であります薬事法の適用を受けない研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズ等の研究開発支援事業を展開しています。

当社は企業価値向上への取り組みとして、年度毎に経営計画書を策定し、経営方針として事業推進強化、経営基盤強化を掲げ、全社員に伝達することにより目標の共有化を図っています。事業推進強化のため当社は、第一に、再生医療製品のメーカーとして、製造販売承認を取得した自家培養表皮ジェイスの製造販売活動を推進し、安定供給体制を構築するとともに、新たなビジネスモデルの確立を目指しています。次に自家培養軟骨の製造販売承認の取得、及び受託開発に基づく自家培養角膜上皮の確認申請の適合に向けた活動を推進しています。これらの3本柱を順に製品として市場に送り出し、製造販売することにより、収益を拡大することができるものと考えます。また、並行して海外展開を含めた次期製品ならびに将来事業の開発を推進しています。さらに、研究開発支援事業につきましては、研究用ヒト培養組織の販売拡大に注力するとともに、同製品のラインナップを増やすべく研究開発を進めています。これらの再生医療製品の開発、製造販売、ならびに研究開発支援事業製品の販売拡大が、当社の企業価値の大きな要素となっています。

一方、経営基盤強化のため、適切な情報開示体制の構築と、再生医療の啓蒙を兼ねたPR活動及び多くの投資家の要望に応えることができるよう積極的なIR体制の構築、内部統制を実現する上で適切に牽制がかかり情報の信頼性を担保する情報システムの構築、事業の進捗と歩調を合わせた設備計画を推進しています。また、平成20年4月に導入しました新人事制度により、一層魅力のある職場環境の実現に努め、当社の永続的成長に不可欠な社員の育成・充実を図り、海外展開をも視野に入れた人材の強化を図ることができるものと考えます。

このような当社の創業以来の取り組みの積み重ねが、現在の企業価値の源泉になっています。当社は、当社の企業文化の根源である設立趣旨、企業理念を高い次元で実現することにより、社会的意義を高め、経営資源を有効に活用するとともに、全てのステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、結果として当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができるものと考えます。

b) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び公正で透明性のある経営システムを構築し、これを維持することに取り組んでいます。

当社が扱うヒト細胞・組織を利用したすべての再生医療製品は、薬事法の適用を受けるため、当社は薬事法を遵守して事業を展開しています。

当社は経営環境の著しい変化に対応し、経営の透明性実現のため、以下のような内部統制システムを構築しています。

当社の取締役会は9名で構成され、その内3名は社外取締役です。取締役会は当社の経営戦略を策定・遂行するとともに、取締役の職務遂行を監督しています。特に社外取締役の起用により多角的な視点を取り入れ、代表取締役や社内取締役の独走を牽制しています。

また、監査役は取締役会及びコンプライアンス・リスク管理委員会等へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査しています。3名の社外監査役で構成される監査役会は、内部監査室及び会計監査人ならびに顧問弁護士と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めています。

当社は創業時より、研究・開発事業に関する倫理的妥当性について審査を行うこと、及びヒト組織・細胞等の収集・提供の実施状況など事業全般にわたる倫理的評価を行うことを目的に、企業委員3名、外

部委員 7名で構成されるJ-TEC倫理委員会を設けています。

さらに当社では、業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処すべく、継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでいます。主管部署は経営管理部が担当していますが、総合的なリスク管理については、コンプライアンス・リスク管理委員会で討議し、必要に応じて取締役会で検討をしています。また、災害、重大事故、訴訟等の経営に重大な影響を与える事実が発生した場合には、直ちに担当部署から部長、情報開示担当役員である専務、社長に連絡する体制をとり、状況を迅速・正確に把握し、対処することとしています。

- c) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成20年5月14日開催の第129回取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」という）」の導入を決議し、平成20年6月25日開催の当社第10期定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただきました。

- ③ 基本方針の具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

- a) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、株式会社ジャスダック証券取引所の「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」第2条の2に定める買収防衛策の導入に係る尊重事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）も充足しております。

- b) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付け等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは取締役会の導入決議後、定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たものであり、その有効期間は3年間と定められ、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

d) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、その内容として、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

e) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上のことから、本プランは、当社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、本プランの詳細につきましては、平成20年5月14日発表の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご覧ください。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、再生医療製品事業への先行投資の段階にあり、研究開発活動を継続的に実施していく必要があることから、研究開発資金の確保を優先する方針です。しかしながら、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来、経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当も検討する所存です。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績の向上に鋭意努めてまいりましたが、当期の業績を勘案いたしまして、誠に残念ではございますが、無配とさせていただきたいと存じます。

~~~~~

(注) 本報告書中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>    |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,644,403</b> | <b>流動負債</b>      | <b>436,589</b>   |
| 現金及び預金          | 1,475,027        | 支払手形             | 39,410           |
| 受取手形            | 1,141            | 一年内返済予定の長期借入金    | 239,692          |
| 売掛金             | 42,034           | 未払金              | 87,143           |
| 製品              | 194              | 未払費用             | 6,715            |
| 仕掛品             | 35,792           | 未払法人税等           | 13,710           |
| 原材料及び貯蔵品        | 51,768           | 預り金              | 3,432            |
| 前払費用            | 9,931            | 賞与引当金            | 41,287           |
| その他             | 28,514           | その他              | 5,197            |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,546,447</b> | <b>固定負債</b>      | <b>1,119,624</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,498,501</b> | 長期借入金            | 1,008,762        |
| 建築物             | 874,806          | 役員退職慰労引当金        | 100,600          |
| 構築物             | 7,190            | その他              | 10,262           |
| 機械及び装置          | 55,238           |                  |                  |
| 車両運搬具           | 260              | <b>負債合計</b>      | <b>1,556,214</b> |
| 工具器具及び備品        | 23,190           |                  |                  |
| 土地              | 537,814          | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>42,521</b>    | 株主資本             | 1,641,569        |
| 商標権             | 124              | 資本金              | 5,714,950        |
| ソフトウェア          | 41,667           | 資本剰余金            | 3,544,950        |
| その他             | 730              | 資本準備金            | 3,544,950        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,424</b>     | 利益剰余金            | △7,618,330       |
| 出資金             | 20               | その他利益剰余金         | △7,618,330       |
| 長期前払費用          | 1,544            | 繰越利益剰余金          | △7,618,330       |
| その他             | 3,860            |                  |                  |
| <b>繰延資産</b>     | <b>6,932</b>     | <b>純資産合計</b>     | <b>1,641,569</b> |
| 株式交付費           | 6,932            |                  |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,197,783</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>3,197,783</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金      | 額         |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 211,659   |
| 売 上 原 価               |        | 195,386   |
| 売 上 総 利 益             |        | 16,273    |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 1,083,675 |
| 営 業 損 失               |        | 1,067,402 |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 2,207  |           |
| 受 取 配 当 金             | 0      |           |
| 受 取 保 険 金             | 1,355  |           |
| 雑 収 入                 | 2,900  | 6,463     |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 25,724 |           |
| 株 式 交 付 費 償 却         | 9,346  |           |
| 雑 損 失                 | 6      | 35,077    |
| 経 常 損 失               |        | 1,096,015 |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 61     | 61        |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |        | 1,096,077 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |        | 3,840     |
| 当 期 純 損 失             |        | 1,099,917 |

## 株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から)  
(平成22年3月31日まで)

(単位：千円)

|              | 株 主 資 本   |           |                     |            | 純資産合計      |
|--------------|-----------|-----------|---------------------|------------|------------|
|              | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金               | 株主資本合計     |            |
|              |           | 資本準備金     | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 |            |            |
| 平成21年3月31日残高 | 5,553,450 | 3,383,450 | △6,518,412          | 2,418,487  | 2,418,487  |
| 事業年度中の変動額    |           |           |                     |            |            |
| 新株の発行        | 161,500   | 161,500   |                     | 323,000    | 323,000    |
| 当期純損失        |           |           | △1,099,917          | △1,099,917 | △1,099,917 |
| 事業年度中の変動額合計  | 161,500   | 161,500   | △1,099,917          | △776,917   | △776,917   |
| 平成22年3月31日残高 | 5,714,950 | 3,544,950 | △7,618,330          | 1,641,569  | 1,641,569  |

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り  
下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り  
下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～31年

機械及び装置 4年～7年

無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間の定額償却によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担分を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

|      |                    |
|------|--------------------|
| 定期預金 | 140,350千円          |
| 建物   | 874,806千円          |
| 土地   | 537,814千円          |
| 計    | <u>1,552,970千円</u> |

担保に係る債務

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| シンジケート保証契約による求償債務 | 338,450千円 |
| 長期借入金             | 600,000千円 |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

829,044千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

該当事項はありません。

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 101,251株   | 6,050株     | —          | 107,301株   |

(注) 発行済株式の総数の増加は、第三者割当による6,000株の新株式発行（払込期日：平成22年3月1日）及び新株予約権の行使による50株の新株式発行であります。

### (2) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 前事業年度末の新株予約権の目的となる株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の新株予約権の目的となる株式数 |
|------------------|-----------------------|------------|------------|-----------------------|
| 普通株式             | 2,249株                | 206株       | 57株        | 2,398株                |

(注) 1. 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

2. 当事業年度における新株予約権の目的となる株式の増加は、権利行使期間の到来によるものであり、減少は、新株予約権の行使50株及び権利の喪失7株によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|           |              |
|-----------|--------------|
| 繰延税金資産    |              |
| 賞与引当金     | 16,741千円     |
| 役員退職慰勞引当金 | 40,793千円     |
| 繰越欠損金     | 2,382,581千円  |
| 未払事業税     | 4,002千円      |
| その他       | 3,297千円      |
| 繰延税金資産小計  | 2,447,417千円  |
| 評価性引当額    | △2,447,417千円 |
| 繰延税金資産合計  | —            |

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|                 | 取得価額相当額 (千円) | 減価償却累計額相当額 (千円) | 期末残高相当額 (千円) |
|-----------------|--------------|-----------------|--------------|
| 機 械 及 び 装 置     | 17,161       | 8,898           | 8,262        |
| 工 具 器 具 及 び 備 品 | 8,266        | 5,472           | 2,794        |
| 合 計             | 25,428       | 14,370          | 11,057       |

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

|     |          |
|-----|----------|
| 1年内 | 3,198千円  |
| 1年超 | 7,858千円  |
| 合計  | 11,057千円 |

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、減価償却費相当額

|          |         |
|----------|---------|
| 支払リース料   | 3,442千円 |
| 減価償却費相当額 | 3,442千円 |

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の用途は設備投資資金及び運転資金であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                   | 貸借対照表計上額（※）<br>（千円） | 時価（※）<br>（千円） | 差額<br>（千円） |
|-------------------|---------------------|---------------|------------|
| (1) 現金及び預金        | 1,475,027           | 1,475,027     | —          |
| (2) 受取手形          | 1,141               | 1,141         | —          |
| (3) 売掛金           | 42,034              | 42,034        | —          |
| (4) 支払手形          | (39,410)            | (39,410)      | —          |
| (5) 未払金           | (87,143)            | (87,143)      | —          |
| (6) 1年内返済予定の長期借入金 | (239,692)           | (243,597)     | △3,905     |
| (7) 長期借入金         | (1,008,762)         | (1,012,437)   | △3,675     |

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、並びに(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 支払手形、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (6) 1年内返済予定の長期借入金、(7) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 親会社及び法人主要株主等

| 種 類  | 会社等の<br>名 称  | 議 決 権 等 の<br>所 有 (被所有)<br>割 合 ( % ) | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係        | 取 引 の 内 容                   | 取 引 金 額<br>(千円) | 科 目   | 期 末 残 高<br>(千円) |
|------|--------------|-------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------|-------|-----------------|
| 主要株主 | 株式会社<br>ニデック | (被所有)<br>直接<br>19.69                | 当社への開<br>発委託<br>役員の兼任<br>1名 | 受 託 開 発 収 入 注 2 . ( 1 )     | 61,459          | 売 掛 金 | 5,717           |
|      |              |                                     |                             | 製 品 売 上 注 2 . ( 2 )         | 57              | —     | —               |
|      |              |                                     |                             | 建 物 使 用 料 注 2 . ( 3 )       | 2,050           | —     | —               |
|      |              |                                     |                             | 動 物 施 設 等 の 賃 借 注 2 . ( 4 ) | 2,361           | —     | —               |
|      |              |                                     |                             | 諸 経 費 注 2 . ( 5 )           | 4,598           | —     | —               |
|      |              |                                     |                             | 諸 経 費 の 立 替 払 注 2 . ( 6 )   | 4,053           | —     | —               |
|      |              |                                     |                             | 土 地 、 建 物 の 購 入 注 2 . ( 7 ) | 508,509         | —     | —               |
|      |              |                                     |                             | 第 三 者 割 当 増 資 注 2 . ( 8 )   | 318,000         | —     | —               |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 株式会社ニデックからの受託開発収入は契約をもとに決定しております。
- (2) 株式会社ニデックへの製品売上は、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 株式会社ニデックへの建物使用料は積算価格等を参考に決定しております。なお、本取引は平成21年5月31日をもって終了しております。
- (4) 株式会社ニデックへの動物施設等の賃借料は、賃借期間や管理者人件費等を勘案して決定しております。
- (5) 株式会社ニデックへの諸経費の支払額は、株式会社ニデックから賃借している建物に係る電気・水道及び重油等の使用実績に基づき決定しております。
- (6) 株式会社ニデックへの諸経費の立替払いは、コンサルティング料等の支払いのうち、株式会社ニデック負担分について当社が一時的に立替払いをしたものであります。
- (7) 株式会社ニデックからの土地、建物の購入価格については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。
- (8) 株式会社ニデックの当社第三者割当増資については、平成22年2月12日開催の取締役会決議に基づいて行ったものであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

|                |            |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 15,298円74銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 10,808円51銭 |

※1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 損益計算書上の当期純損失 | 1,099,917千円 |
| 普通株式に係る当期純損失 | 1,099,917千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 101,764株    |

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会決議に基づき、平成22年5月20日付で総額300,000千円の借入を行いました。

(1) 用途

運転資金

(2) 借入先

蒲郡信用金庫

(3) 借入金額、借入条件

借入金額：300,000千円

返済方法：平成23年5月20日 期日一括返済

借入金利：年 1.875%

(4) 借入の実施時期、返済期限

実施時期：平成22年5月20日

返済期限：平成23年5月20日

(5) 担保提供資産又は保証の内容

無担保・無保証

11. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 本報告書中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。但し、1株当たり当期純損失は単位未満を四捨五入しております。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月20日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |       |   |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水 | 上 | 圭 | 祐 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴 | 木 | 晴 | 久 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月20日付で資金の借入を実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条3号イの基本方針及び同号ロの取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等からは本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を、有限責任監査法人トーマツからは会計監査の時点において財務報告に係る内部統制の重要な欠陥は認識していない旨の報告を受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことを認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月21日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング監査役会

常勤監査役 小林 一三武 ㊟

監査役 室谷 美晴 ㊟

監査役 加藤 孝浩 ㊟

(注) 監査役全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 監査役1名選任の件

監査役室谷美晴氏は、本総会の終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、これにより選任されます監査役の任期は、定款の定めにより退任される監査役の任期の満了する時までとなります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、地位または重要な兼職の状況                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 石川 俊 一 郎<br>(昭和33年9月5日生) | 昭和56年4月 富士写真フイルム株式会社入社<br>平成16年4月 同社経営企画部担当部長<br>平成17年9月 富士フイルム・シミックヘルスケア株式会社取締役(非常勤)(現任)<br>平成18年10月 富士フイルムホールディングス株式会社経営企画部担当部長<br>平成20年7月 同社から富山化学工業株式会社へ出向経営企画部担当部長(現任) | —          |

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石川俊一郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由等  
富山化学工業株式会社における経営企画部担当部長としての知識・経験等を、法令及び定款の遵守に係る見地から当社の監査業務に活かしていただきたいためであります。
4. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要  
当社は社外監査役が期待される提言を充分発揮できるように、現行定款第35条第2項において、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めております。これにより、石川俊一郎氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- 当該契約に基づく賠償責任限度額は、金240万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、地位または重要な兼職の状況                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 有馬義雄<br>(昭和18年9月8日生) | 昭和42年4月 伊奈製陶株式会社(現 株式会社INAX)入社<br>平成6年1月 同社取締役<br>平成14年1月 同社監査役<br>平成14年6月 当社監査役<br>平成17年6月 株式会社プロトコーポレーション監査役(現任) | —          |

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 有馬義雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠監査役候補者の選任理由

株式会社INAXにおける取締役及び監査役、当社監査役(平成14年6月就任、平成16年6月退任)ならびに株式会社プロトコーポレーションにおける監査役としての専門知識・経験等を、法令及び定款の遵守に係る見地から当社の監査業務に活かしていただきたいためであります。

4. 補欠の社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役が期待される提言を充分発揮できるよう、現行定款第35条第2項において、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めております。これにより、有馬義雄氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、金240万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

### 第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第8回定時株主総会において年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額1億円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を付与することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、対象となる取締役の員数は6名（社外取締役3名は除く）となります。

ストック・オプションとしての報酬額は新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

#### 1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を付与するものであります。

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式1,200株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

##### (2) 新株予約権の数

1,200個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は1株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

##### (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から3年を経過した日の翌日から5年以内とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ② その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

#### 第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を付与する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役は除く）および従業員に対し、ストック・オプションとして付与する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役および従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えること、かつ優秀な人材を継続的に確保することを目的とするものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役および従業員。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限等

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式3,900株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- (2) 新株予約権の数

3,900個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は1株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり払込金額（以下「行使価

額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から3年を経過した日の翌日から5年以内とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ② その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、

その端数を切り上げる。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

- ① 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、株式移転の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約書承認の議案もしくは新設分割契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は、取締役会の承認がなされた場合）、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。

(10) 企業再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨およびその比率を吸収合併契約、新設合併計画、吸収分割契約、株式交換契約および株式移転計画に定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記「(5) 新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(5) 新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- (11) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上

